

議事録要旨	
会議等の名称	令和8年度第1回安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会
主催	高齢福祉課
日時	令和8年5月19日(火) 午後1時30分から午後2時07分まで
場所	安城市役所さくら庁舎2階第35会議室
出席者	委員 (会長) 神谷明文 (副会長) 野々川信、深谷裕都、杉浦正之、伊藤賢、野村弦、加藤麻弥
	事務局 福祉部長、福祉部次長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹、高齢福祉課事務局
傍聴人	なし
次第	1 会長あいさつ 2 議題 (1) 地域密着型サービス等事業所の運営状況について(報告)・・・P5～11 (2) 令和7年度地域密着型サービス等事業所の運営指導等状況について(報告)・・・P12～13 3 その他 今後の開催予定について

欠席委員：矢田委員、鶴田委員、富田委員

○福祉部長あいさつ

福祉部長より就任のあいさつ

1 会長あいさつ

地域密着型サービスは、原則として安城市民のみが利用できるサービスであり、できるだけ在宅で、たとえ動けなくなっても住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるよう支援することを目的としています。ここでいう「その人らしい生活」とは、普段の行動や生活習慣をできる限り維持できることを指すと考えられます。地域密着型サービスの種類については、資料5ページと6ページに記載されています。

本日は、これらのサービスがどのような内容で実施されているのかについて説明があります。担当事務に記載のとおり、地域密着型サービスのサービス費の額、事業者の指定、事業の人員・設備・運営に関する基準、さらに介護予防支援に係る事業者の指定に関する事項について調査・審議することが、当委員会の役割となっています。

本日は報告事項がありますので、委員の皆様には質問や意見をお願いします。

2 議題

- (1) 地域密着型サービス等事業所の運営状況について(報告)・・・P5～11
(事務局)

資料を説明

【質疑応答・意見】

(会長)

入所を希望しているが入れないという人はいないか。

(事務局)

グループホームや介護付有料老人ホームは入所待ちの人がいることは聞いている。

(会長)

現時点では深刻な状況ではないと。

(事務局)

あんジョイプラン11の策定にあたり、待機者情報を調査した上で、今後の公募の必要性について検討する。

(会長)

他に意見、質問がないようなので議題(1)を終了する。

(2) 令和7年度地域密着型サービス等事業所の運営指導等状況について(報告)

・・・P12～13

(事務局)

資料を説明

【質疑応答・意見】

(会長)

自主返還とは介護報酬を返還するという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(会長)

金額はどのくらいか。

(事務局)

運営指導で確認された内容については指摘事項を把握しているが、実際の返還手続きは各事業所が指摘事項を基に自主点検を行い、国保連合会を通じて返還手続きを行うものである。そのため、返還額の総額については我々では把握することは困難である。

一般的には、運営指導の中で確認した一つの指摘事項が一人の利用者に関する誤りであれば、返還額は数千円程度となる。しかし、規模の大きい事業所で、かつ誤りが長期間にわたる場合には、一千万円単位の返還となる事例もある。

ただし、このような会議の場で令和7年度の運営指導における返還の規模や金額について具体的に言及すると、事業所間で情報が広がるおそれがあるため、詳細の説明は差し控える。

(会長)

事情は分かるがいずれ報告はしてくれるのか。

(事務局)

集計については、特別な求めがあれば国保連合会を通じて集計することは可能である。しかし、実務上は事業所ごとの集計を行っていないため、報告は行わない。

(会長)

数千円なら問題ないが、何百万円、何千万円となるとこの会議でも問題視しなければならないのではないか。その場合は報告してほしい。

(事務局)

監査のところでも説明したが、不正と判断される内容が確認された場合、指導ではなく監査において全体の点検を行い返還すべき金額を算出して報告する。その際は傍聴人には退席してもらい、非公開で実施する。

(会長)

重大性の高い事案が生じた際には、速やかに報告を求めたい。

(A委員)

資料12ページに記載の運営指導について、飛び入りで実施されるのか、あるいは事前予告があるのか。

また、(2) 指導内容には感染症や虐待など、命や人権に関わる重要事項が含まれており、これらは看過できない。民生委員としても、地域にある事業所の実態は関心が高い。重要な部分を運営指導されていると感じる。

さらに、前の議題で具体的な事業所名が列挙されていたが、所在地が分からないため、町名など地域が分かる情報を示してもらえると身近な存在として把握しやすい。

あわせて、事業所が地域に溶け込んでいるかどうかについても気になる。

(事務局)

運営指導については、基本的に事前に計画を立て、概ね1か月前に事業所へ通知したうえで実施している。ただし、委員が危惧されているように事前に通知することで指導の目的が十分に達成できないと判断される場合には、当日の通知で立ち入りを行うこともある。また、不正や虐待の疑いがある場合には、監査として強制的に立ち入りを行うこととしている。

事業所で虐待の疑いがある場合について。運営指導の実施頻度は通常3年から6年に一度であると説明したが、指導の際に不正や不足が重ねて確認された場合や、虐待が疑われる事案があった場合には、毎年運営指導を行うこともある。

資料に事業所の所在地を記載することについては、内容を改め、公開する資料については所在地を明記する方向で整理する。

(A委員)

障害福祉課はマップに障害福祉施設を載せている。そのようなものはあるか。

(事務局)

市民への情報提供については、事業所の所在地が分かりやすいよう、市ではマップや冊子を作成して案内しているほか、市の公式ホームページでも事業所一覧を検索できるように公開している。

また、事業所が地域に溶け込んでいるかどうかについては、各事業所は運営推進会議を開催することが義務付けられており、地域の関係者や福祉関係者に出席してもらい、事業所の運営状況について意見をもらう仕組みとなっている。運営推進会議には、市の職員、町内会長、福祉委員、社会福祉協議会の職員、福祉センターの職員が出席し、入所者の方が地域のイベントに

参加できるようにしたり、事業所の方が地域のイベントに参加しているという報告も受けている。

(B委員)

資料12ページには居宅介護支援と介護予防支援が掲載されているが、これらは地域密着型サービスには該当しないにもかかわらず、なぜ同じ資料に含まれているのか。

また、ここの指導件数が多くなっているが、具体的にどのような指導を行ったのか。

(事務局)

居宅介護支援はケアマネジャーが所属する事業所であり、介護予防支援は要支援者のケアプランを作成する事業所である。これらは地域密着型サービスには該当しないものの、地域密着型サービス等運営委員会では居宅介護支援や介護予防支援の事業を行う事業所の指定に関する審議を行うことから、関連する事業所として本委員会において報告対象として扱っている。

また、指導件数が多く見える点については、安城市が単独で指導するサービスの中で一番所管数が多いことから結果として件数が多く目立っているものである。

指導の内容としては、他のサービスと同様、人員基準や運営基準、加算要件等の確認を行っており、人員基準では常勤基準、出勤状況、資格要件、雇用計画書の充足状況を確認している。運営基準では運営規程や重要事項説明書の内容と同意状況、研修や訓練の実施状況などについて確認を行っている。

(会長)

他に意見、質問がないようなので議題(2)を終了する。

3 その他

今後の開催予定について

第2回 令和8年8月4日(火) 市役所本庁舎3階第10会議室

第3回 令和8年11月10日(火) 市役所本庁舎3階第10会議室

第4回 令和9年2月16日(火) 市役所本庁舎3階第10会議室

開催時間について、第2回は午後1時30分から開催します。

6月末までに地域密着型サービスの新規指定申請が提出されなければ、審議事項等がないため開催しない予定です。

これをもちまして、本日の運営委員会は終了でございます。お忙しいところありがとうございました。